

福岡県公報

平成17年7月22日
第2415号

目 次

告 示 (第1413号—第1440号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 1	(監査保護課) 7
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 2	(監査保護課) 8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 2	(監査保護課) 9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 3	
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 3	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4	
○道路の供用の開始	(道路維持課) 4	
○都市計画事業の認可	(公園街路課) 4	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要	(環境保全課) 4	
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課) 6	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課) 6	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 6	
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課) 7	
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課) 7	
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(監査保護課) 7	
○生活保護法に基づく介護機関の指定		(監査保護課) 7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止		(監査保護課) 8
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退		(監査保護課) 9
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更		(監査保護課) 9
○道路の区域の変更		(道路維持課) 9
○町の字の区域及び名称の変更		(地方課) 10
○道路の供用の開始		(道路維持課) 15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 15	
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 15	
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) 15	

告 示

福岡県告示第1413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1414号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパー川食 食彩館池尻店・しまむら川崎店

(2) 所在地 福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社 川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335の14

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社 川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335の14
株式会社 しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,957m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外	152

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外	56

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外	490.52

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外	60.97

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社 川食	9時30分	22時
株式会社 しまむら	10時	21時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

9時から22時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県田川郡川崎町大字池尻字背戸口81番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時から22時(しまむら棟 24時間)

福岡県告示第1415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
瀬高町土地改良区	
八女西部土地改良区	17・7・8
大内田土地改良区	

福岡県告示第1416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
筑紫野市牛島土地改良区	
鹿毛馬土地改良区	17・7・8
佐与土地改良区	
舛田落合土地改良区	

福岡県告示第1417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川北部土地改良区	
八女南部第二土地改良区	17・7・8

福岡県告示第1418号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

三池郡高田町大字岩津字高木356番1、357番1、380番及び381番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三池郡高田町大字岩津297番1

永溝 由希

永溝 敬寿

福岡県告示第1419号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市觀世音寺5丁目16番1及び16番8から16番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大名1丁目5番4号

株式会社 エイジェント 代表取締役 服部 準

福岡県告示第1420号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡添田町大字中元寺879番1、880番1、880番4、880番5、881番8、881番9、884番61から884番67まで及び884番71

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡添田町大字添田2151番地

添田町長 山本 文男

福岡県告示第1421号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市美しが丘北3丁目4番8及び4番33から4番41まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都渋谷区南平台町5番6号

東京急行電鉄株式会社 代表取締役 上条 清文

福岡県告示第1422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米線 柳川線	久留米市大善寺町1425番1先から 同市大善寺町1468番2先まで
田川	庄線 伊田線	田川市大字伊加利509番1先から 同市大字伊加利680番1先まで

福岡県告示第1423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑紫野都市計画公園事業2・2・62号筑紫野団地公園

3 事業施行期間

平成17年7月22日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

筑紫野市大字阿志岐地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1424号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成17年7月22日から同年8月12日までの間、福岡県環境部環境保全課及び行橋市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社ハローデイ

住 所 北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

代表者の氏名 代表取締役 加治 久典

2 事業場の名称及び所在地

名 称 行橋カテゴリーパワーセンター

所 在 地 行橋市西泉六丁目2732番3他

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の72に掲げる施設（し尿処理施設）		
能力	2,700人槽 430m ³ /日		
工事着手予定年月日	平成17年8月10日		
工事完成予定年月日	平成18年2月10日		
使用開始予定年月日	平成18年3月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
項目	通常	最大	
水素イオン濃度	5.8~8.6		
生物化学的酸素要求量(mg/l)	8	10	
化学的酸素要求量(mg/l)	25	30	
浮遊物質量(mg/l)	12	15	
窒素含有量(mg/l)	8	10	
りん含有量(mg/l)	0.8	1.0	
汚水量(m ³ /日)	390	430	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	屎尿浄化槽		
型式	ATC-430Z型		
構造	鉄筋コンクリート製		
主要寸法(mm)	縦×横×高さ 10,800×25,000×9,950		

能 力	430m ³ /日																															
処理方式	間欠ばっ気活性汚泥方式																															
工事着手予定年月日	平成17年8月10日																															
工事完成予定年月日	平成18年2月10日																															
使用開始予定年月日	平成18年3月1日																															
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間																															
使用時間の季節的変動の概要	なし																															
項目	処理前	処理後																														
通 常	最 大	通 常	最 大																													
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	<table border="1"> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td colspan="3">5.8~8.6</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(mg/l)</td> <td>200</td><td>230</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(mg/l)</td> <td>100</td><td>150</td><td>25</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(mg/l)</td> <td>250</td><td>300</td><td>12</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(mg/l)</td> <td>30</td><td>50</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(mg/l)</td> <td>3</td><td>5</td><td>0.8</td> </tr> <tr> <td>汚水量(m³/日)</td> <td>390</td><td>430</td><td>390</td> </tr> </table>				水素イオン濃度	5.8~8.6			生物化学的酸素要求量(mg/l)	200	230	8	化学的酸素要求量(mg/l)	100	150	25	浮遊物質量(mg/l)	250	300	12	窒素含有量(mg/l)	30	50	8	りん含有量(mg/l)	3	5	0.8	汚水量(m ³ /日)	390	430	390
水素イオン濃度	5.8~8.6																															
生物化学的酸素要求量(mg/l)	200	230	8																													
化学的酸素要求量(mg/l)	100	150	25																													
浮遊物質量(mg/l)	250	300	12																													
窒素含有量(mg/l)	30	50	8																													
りん含有量(mg/l)	3	5	0.8																													
汚水量(m ³ /日)	390	430	390																													

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水口	排水口																				
項目	通 常	最 大																			
水素イオン濃度	5.8~8.6																				
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	<table border="1"> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(mg/l)</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(mg/l)</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(mg/l)</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(mg/l)</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(mg/l)</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>排出水量(m³/日)</td> <td>390</td> <td>430</td> </tr> </table>			生物化学的酸素要求量(mg/l)	8	10	化学的酸素要求量(mg/l)	25	30	浮遊物質量(mg/l)	12	15	窒素含有量(mg/l)	8	10	りん含有量(mg/l)	0.8	1.0	排出水量(m ³ /日)	390	430
生物化学的酸素要求量(mg/l)	8	10																			
化学的酸素要求量(mg/l)	25	30																			
浮遊物質量(mg/l)	12	15																			
窒素含有量(mg/l)	8	10																			
りん含有量(mg/l)	0.8	1.0																			
排出水量(m ³ /日)	390	430																			

福岡県告示第1425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生105	ききょうアイクリニック	大野城市錦町4丁目1-1	17・5・1
大野生106	太田黒耳鼻咽喉科医院	大野城市下大利1丁目5-22	17・6・1
筑生93	医療法人翔山会やまもと内科循環器科医院	筑後市大字上北島字七反田312-7	17・6・1
久生636	医療法人天寿堂医院	久留米市御井町1672-1	17・6・1
女生143	医療法人栄泉会しばた医院	八女郡上陽町大字北川内186-2	17・5・1
行生123	鍵山医院	行橋市大字道場寺1439	17・4・1
大野生歯68	こんどう歯科医院	大野城市栄町1丁目1-7	17・7・1
小生歯39	大多和歯科医院	小郡市三沢4151-16	17・6・9
久生歯284	ほんま歯科クリニック	久留米市大善寺南1丁目1-6	17・5・1
久地生歯3	のだ歯科・小児歯科	三潴郡大木町大字高橋533-1	17・6・20
福津生薬15	三氣堂薬局福津店	福津市中央5丁目24-1	17・6・1
像生薬45	有限会社マリー調剤薬局	宗像市田熊4丁目4-35	17・6・14
久生薬194	すずらん薬局	久留米市東町496西井ビル1F	17・6・1
う生薬19	あさくら調剤薬局吉井店	うきは市吉井町清瀬586-16	17・6・1
大生薬149	宮部薬局	大牟田市大字宮部176	17・6・1
嘉生薬72	ニック調剤薬局穂波店	嘉穂郡穂波町大字弁分上ノ原611-39	17・6・1
直生薬75	ジャスコ直方店薬局	直方市大字感田字湯ノ浦1715-1	17・5・1

福岡県告示第1426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から

廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野生16	小幡外科医院	大野城市南ヶ丘5丁目9-17	17・4・30
大野生87	太田黒耳鼻咽喉科医院	大野城市下大利1丁目5-22	17・5・31
大野生94	ききょうアイクリニック	大野城市錦町4丁目1-1 大野城サティ2F	17・4・30
久生400	天寿堂医院	久留米市御井町1672の1	17・5・31
筑生78	やまもと内科循環器科医院	筑後市大字上北島字七反田312-7	17・5・31
女生134	しばた医院	八女郡上陽町大字北川内小僧頭186-2	17・4・30
鞍生45	西川診療所	鞍手郡鞍手町大字新延410-2	17・5・31
行生28	鍵山医院	行橋市大字道場寺1439	17・3・31
小生歯10	大多和歯科医院	小郡市三沢4151-16	17・6・8
像生薬26	マリー調剤薬局	宗像市田熊4丁目4-35 力丸ビル1階102号	17・6・13
八女生薬12	江上平塚調剤薬局	八女市大字本村374-10	17・4・3
大生薬116	宮部薬局	大牟田市大字宮部176	17・5・31
直生薬73	ハッピー薬局中央病院前店	直方市大字感田字六田528-4	17・6・1
北生訪14	シェスタ訪問看護ステーション	糟屋郡新宮町大字原上1310	16・3・31

福岡県告示第1427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称又は所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
う生26	医療法人浮羽外科 医院	医療法人浮羽外科 医院浮羽クリニック	うきは市浮羽町東隈上 342-9	17・3・30
小生44	毛利内科小児科ク リニック	毛利クリニック	小郡市希みが丘1丁目 12-12	17・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小生44	毛利クリニック	小郡市祇園1丁目13-10 ヴァン・テ・アンビル2F	小郡市希みが丘1丁目12-12	17・6・1
田川生歯 97	きたはら歯科 医院	田川郡添田町大字添田 1979-15	田川郡添田町大字添田 2948-7	17・6・9
中生歯26	前原歯科医院	中間市大字中間3523-5	中間市東中間1丁目8-8	14・10・28
柳生訪2	訪問看護ステーション 花水木	柳川市下宮永町523-1	柳川市三橋町今古賀213-1	17・6・1

福岡県告示第1428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大生柔40	石橋秀（整骨院元気）	大牟田市大黒町1丁目17	17・7・1
八女生柔10	下川毅（下川整骨院）	八女市大字蒲原1312-8	17・5・1
八女生柔11	稻員修司（千手整骨院）	八女市大字酒井田161-1	17・6・8

行生柔13	河野雅樹（いづみ整骨院）	行橋市北泉4丁目35-19	17・6・6
筑紫生柔1	巻口武靖（たんぽぽ整骨院）	筑紫郡那珂川町大字松木2-83	17・6・1
朝生柔2	高松義之（高松整骨院）	朝倉郡筑前町東小田1666-5	17・6・10
嘉生柔16	瓜生厚子（青空整骨院）	嘉穂郡筑穂町大字馬敷275	17・6・6

福岡県告示第1429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
女生柔8	稻員修司（稻員鍼灸整骨院）	八女郡立花町大字白木3122	17・6・7

福岡県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生柔8	二子山整骨院	宗像市自由ヶ丘3丁目16-3	宗像市自由ヶ丘2丁目16-11	17・5・30

福岡県告示第1431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
柏介308	医療法人育優会さくらクリニック	糟屋郡柏屋町大字長者原643-1	17・5・1
行介116	きむらクリニック	行橋市中央2丁目7-8	17・7・1
筑紫居29	訪問看護ステーションペアレント	筑紫野市桜台2丁目18-14	17・6・1
大居108	（認知症専用）デイサービスセンターブルーム	大牟田市大字歴木479-37	17・7・1
久居164	ケアプランサービス菜の花東	久留米市善導寺町飯田398-1	17・6・1
直居56	特定非営利活動法人ボランティアちくほう訪問介護直鞍事業所	直方市須崎町8-3	17・7・1
飯支38	久乃ケアプランセンター	飯塚市片島3丁目1-22	17・6・1
柳居37	わたなべ内科クリニック デイケアセンター	柳川市矢加部218	17・6・1
筑紫居28	せいわデイサービスセンター日和	筑紫野市大字西小田991-3	17・5・9
春居32	ホームヘルプサービスペアレントかすが	春日市大谷5丁目1	17・6・1
像居30	ヘルパーステーションむらかみ	宗像市樟陽台1丁目1-3	17・6・1
柏居32	ツクイ柏屋	糟屋郡柏屋町大字仲原1798-1	17・6・1
遠居74	デイサービス喜楽	遠賀郡岡垣町大字手野1142-5	17・6・1
遠居75	ヘルパーステーションきらら	遠賀郡岡垣町大字手野1142-5	17・6・1
遠居76	デイサービスおもや	遠賀郡遠賀町松の本3丁目897-1	17・5・1

鞍居90	宅老所 和	鞍手郡宮田町大字鶴田1811-3	17・7・1
嘉居143	グループホーム彩	嘉穂郡稻築町大字口春735-3	17・7・1
嘉居144	グループホームほりいけ	嘉穂郡穂波町大字堀池268-1	17・7・1
柳居36	グループホームまほろば	柳川市三橋町正行351、350-1、350-2	17・6・24
田川居171	ひょうたん介護サービス	田川郡川崎町大字池尻458-9	17・7・1
田川居169	ヘルパーステーションセクリール	田川郡赤池町大字赤池432	17・7・1
田川居170	グループホームひなたの家	田川郡方城町大字弁城2482-1	17・7・1
田川居165	グループホームたかみねの里	田川郡大任町大字大行事2745	17・4・1

福岡県告示第1432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像介薬26	マリー調剤薬局	宗像市田熊4丁目4-35 力丸ビル1階102号	17・6・14
北介訪14	シエスタ訪問看護ステーション	糟屋郡新宮町大字原上1310番地	16・3・31
像居15	ヘルパーステーショングリーン	宗像市河東1061番地	17・5・31
北支1	シエスタ居宅介護支援サービス	糟屋郡新宮町大字原上1310番地	17・6・30
北居5	シエスタヘルパーステーション	糟屋郡新宮町大字原上1310番地	17・6・30
北居70	福祉用具シエスタ	糟屋郡新宮町大字原上1310	17・6・30

福岡県告示第1433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
田川支51	ケアサービスなかむら	田川郡川崎町大字川崎1653-3	17・6・30

福岡県告示第1434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
北介歯21 5	いずみ歯科医院	いずみ歯科小児歯科医院	糟屋郡宇美町宇美5丁目10-1	17・7・1
大支41	在宅介護支援センターこもれび	居宅介護支援事業所こもれび	大牟田市中町1丁目4-1	17・7・1
大支27	（有）友和介護システム居宅介護支援事業所	介護支援ゆうわ	大牟田市大字久福木74-2	17・6・10
田川支12	社会福祉法人久和会居宅介護支援センター	ケアプランセンター勝寿苑	田川郡赤池町赤池510-131	17・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介歯21 5	いずみ歯科小児歯科医院	糟屋郡宇美町大字宇美4-1-3	糟屋郡宇美町宇美5丁目10-1	17・7・1
柳介訪2	訪問看護ステーション花水木	柳川市下宮永町523-1	柳川市三橋町今古賀213-1	17・6・1
大支27	介護支援ゆうわ	大牟田市出雲町1-15	大牟田市大字久福木74-2	17・6・10
行居28	白ゆりヘルパーサービス	行橋市門樋町4番13号	行橋市大橋2丁目12-21 ヴィラージュなかの1101	16・11・1
柳支19	柳川農業協同組合「ヘルパーステーションたんぽぽの会」	柳川市三橋町下百町360-2	柳川市三橋町下百町86-2	15・4・28

福岡県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川県道	大牟田線		前	柳川市大浜町1766番26先から同市大浜町1379番2先まで	4.4～7.5	1,034.0
			前	柳川市大浜町1766番26先から同市吉富町825番1先まで	14.0～23.0	790.0

	川 副	後	柳川市大浜町821番1先から 同市田脇196番1先まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
		後	柳川市大浜町821番1先から 同市久々原1076番先まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7

福岡県告示第1436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、遠賀町長から遠賀町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成17年11月14日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1－1の区域内の字の区域及び名称を別図1－2のように、別図2－1の区域内の字の区域及び名称を別図2－2のように変更する。

別図1-1



別図1-2



別図2-1

別図2-2



福岡県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田瀬高線	八女郡立花町大字谷川940番1先から 同郡同町大字谷川1029番1先まで

福岡県告示第1438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米西鉄名店街

(2) 所在地 福岡県久留米市東町上天神田316番地の2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ久留米

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町1411番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1440号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成17年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の氏名及び住所並びに代表者の氏名

興和道路株式会社

福岡市中央区平尾3丁目16番17号

代表取締役 田中 隆臣

2 施設の種類及び処理能力

がれき類の破碎施設

一日当たり 264トン

3 設置場所

飯塚市大字目尾字ショフ谷568番26

- 4 指定地域
飯塚市大字目尾及び大字浜生の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成17年7月22日から同年8月22日まで